

事業概要 3**商店街にぎわい施設・設備整備事業****1 趣 旨**

商店街が行う賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を市町村と連携して後押しする。

2 事業内容

補助対象事業	商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うもの。 【例】 ①街路灯、アーケード、一括免税カウンター、公衆無線 LAN、ファサード看板、ポイントカードシステム、案内板、緊急放送設備、AED など ②防犯カメラ
補助対象者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、商工会、商工会議所等
補助率	<①防犯カメラ以外の設備の新設及び改修> 1 / 3 以内 (かつ市町村が補助する額の範囲内) <②防犯カメラの新設及び改修> 1 / 2 以内 (かつ市町村が補助する額の 1.5 倍以内)
補助限度額	2, 0 0 0 千円 (下限 : 2 0 0 千円)
備考	○令和 3 年の秋に実施しました希望調査を御提出いただいた団体のみが対象となります。 ○本事業は、市町村からの補助が条件となります。 ・京都市内に所在する団体は直接補助 ・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助